

高知県いじめ防止基本方針改定（案）【新旧対照表】

網掛け部…国の基本方針改定版を参酌した部分

下線部…これまでの高知県のいじめ防止対策の検証と総括を踏まえた部分

資料 1 - 2

高知県いじめ防止基本方針（平成 26 年 3 月 高知県）		「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成 25 年 10 月 11 日 文部科学大臣決定）【改定版】
改正前	改正後の案	
<p>はじめに【P1】</p> <p>いじめは、いじめを受けた子どもたちの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。</p> <p>近年、いじめによる重大な事案が発生し、大きな社会問題となっている。それだけでなく、いじめがきっかけで心を痛めている子どもたちも少なくない。</p> <p>このようないじめの背景には、暴力、体罰、児童虐待、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメントなどといった子どもに関わる大人の問題が根底にあり、他人の弱みを笑いものにしたリ、暴力を肯定していると受け取られるような行為を許容したり、異質な他者を差別したりといった大人の人権感覚の欠如が大きく影響していると思われる。</p> <p>一人でも多くの子どもをいじめから救うためには、子どもの模範となるべき大人一人一人が、互いを認め合い、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるような人権感覚を育むと同時に、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」という認識と「いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」という意識をもち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。</p> <p>また、いじめの解決を通して、子どもたち一人一人が「夢」や「志」をもち、その実現に向けて自分の力を思う存分発揮できる学校づくりを進めるとともに、さらには心豊かで安全・安心な社会づくりを、県民一人一人が自ら、主体的に進めなければならない。</p> <p>このような基本理念のもと、いじめの問題の克服に向けて、県・市町村・学校・地域住民・家庭その他の関係者が連携しながら、それぞれが主体的・積極的に取り組むよう、「高知県いじめ防止基</p>	<p>はじめに【改訂案 P1】</p> <p>いじめは、いじめを受けた子どもたちの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。</p> <p>近年、いじめによる重大な事案が発生し、大きな社会問題となっている。それだけでなく、いじめがきっかけで心を痛めている子どもたちも少なくない。</p> <p>このようないじめの背景には、<u>大人社会の</u>暴力、体罰、児童虐待、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメントなどといった<u>も</u>のと同様の社会問題であり、<u>子どもに関わる大人の問題が根底にあり</u>、他人の弱みを笑いものにしたリ、暴力を肯定していると受け取られるような行為を許容したり、異質な他者を差別したりといった<u>大人の振る舞いが、子どもに影響を与えるという指摘もある。大人の人権感覚の欠如が大きく影響していると思われる。</u></p> <p>一人でも多くの子どもをいじめから救うためには、子どもの模範となるべき大人一人一人が、互いを認め合い、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるような人権感覚を育むと同時に、<u>子どもの心に寄り添いつつも</u>、「いじめは<u>いかなる理由があろうとも</u>許されない」、「いじめは卑怯な行為である」という認識と「いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」という意識をもち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。</p> <p>また、いじめの解決を通して、子どもたち一人一人が「夢」や「志」をもち、その実現に向けて自分の力を思う存分発揮できる学校づくりを進めるとともに、さらには心豊かで安全・安心な社会づくりを、県民一人一人が自ら、主体的に進めなければならない。</p> <p>このような基本理念のもと、いじめ問題の克服に向けて、<u>平成 26 年 3 月に「高知県いじめ防止基本方針」を策定した。</u> <u>しかしながら、本基本方針の策定以降、その解釈や適用の仕方等</u></p>	<p>はじめに【改訂版P1】</p> <p>1 いじめ防止対策推進法制定の意義</p> <p>いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要である。また、関係機関や地域の力も積極的に取り込むことが必要であり、これまでも、国や各地域、学校において、様々な取組が行われてきた。</p> <p>しかしながら、未だ、いじめを背景として、児童生徒の生命や心身に重大な危険が生じる事案が発生している。</p> <p>大人社会のパワーハラスメントやセクシュアルハラスメントなどといった社会問題も、いじめと同じ地平で起る。いじめの問題への対応力は、我が国の教育力と国民の成熟度の指標であり、子供が接するメディアやインターネットを含め、他人の弱みを笑いものにしたリ、暴力を肯定していると受け取られるような行為を許容したり、異質な他者を差別したりといった大人の振る舞いが、子供に影響を与えるという指摘もある。</p> <p>いじめから一人でも多くの子供を救うためには、子供を取り囲む大人一人一人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子供にも、どの学校でも、起こりうる」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならず、いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題である。このように、社会総がかりでいじめの問題に対峙するため、基本的な理念や体制を整備することが必要であり、平成 25 年 6 月、「いじめ防止対策推進法」が成立した。</p>

<p>本方針」を策定し、県民総ぐるみで、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する。</p>	<p>について、関係者の認識やとらえ方の違いから、いじめの解消に向けた取組が迅速に進まないという事案も見受けられる。関係者は子どもたちの中で起こる様々な課題をしっかりと共有するとともに、課題を解消していく道筋や、解消後のあるべき姿について共通認識を図り、ベクトルを同じくして見守り、支えていかなければならない。</p> <p>そのために、県・市町村・学校・地域住民・家庭その他の関係者はが連携しながら、それぞれが主体的・積極的に取り組みむよう、「高知県いじめ防止基本方針」を策定し、県民総ぐるみで、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することができるよう「高知県いじめ防止基本方針」を改定した。</p>	
<p>【P1】</p> <p>第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項</p> <p>1 基本方針の目的</p> <p>本基本方針は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第12条の規定に基づき、高知県におけるいじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。</p>	<p>【改訂案 P2】</p> <p>第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項</p> <p>1 基本方針の目的</p> <p>本基本方針は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第12条の規定に基づき、高知県におけるいじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。本基本方針は国の基本方針と学校いじめ基本方針の結節点となるものであって、各学校のいじめの防止等の取組の基盤となるものである。</p>	<p>【改訂版 P14】</p> <p>2 いじめの防止等のために地方公共団体等が実施</p> <p>（2）地方いじめ防止基本方針の策定</p> <p>地方公共団体は、法の趣旨を踏まえ、国の基本方針を参考にし、当該地方公共団体におけるいじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、条例などの形で、地方いじめ防止基本方針を定めることが望ましい。地方いじめ防止基本方針は国の基本方針と学校いじめ防止基本方針の結節点となるものであって、各学校のいじめの防止等の取組の基盤となるものである。地域内の対策の格差を生じさせない観点からも、特に、教育委員会にあっては特段の理由がある場合を除き、地方いじめ防止基本方針を策定することが望ましい。なお、都道府県教育委員会にあっては、策定に向けて検討している区域内の市区町村（例：人的体制が不十分）を支援することにより、地方いじめ防止基本方針の策定を促進する。</p>

<p>【P2 欄外】</p> <p>いじめの定義（いじめ防止対策推進法）</p> <p>第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。</p>	<p>2 いじめの定義【改訂案 P2】</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。</p> <p>個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。</p> <p>この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。</p> <p>なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」（以下「学校いじめ対策組織」という。）を活用して行う。</p> <p>また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。</p> <p>けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。</p> <p>なお、例えばインターネット上で悪口を書かれた児童生徒がい</p>	<p>【改訂版P4～6】</p> <p>5 いじめの定義</p> <p>（定義）</p> <p>～略～</p> <p>個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。</p> <p>この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。</p> <p>ただし、このことは、いじめられた児童生徒の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめられた児童生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。</p> <p>なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の学校いじめ対策組織を活用して行う。</p> <p>「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。</p> <p>また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。</p> <p>けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。</p> <p>なお、例えばインターネット上で悪口を書かれた児童生徒がい</p>
---	--	---

	<p>たが、当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。</p> <p>加えて、いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を学校いじめ対策組織へ情報共有することは必要となる。</p> <p>「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。</p>	<p>たが、当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。</p> <p>加えて、いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校いじめ対策組織へ情報共有することは必要となる。</p> <p>これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。</p>
<p>【P2.3】</p> <p>2 基本方針の目標と取組の視点</p> <p>いじめの問題を根本的に解決するためには、いじめの未然防止の取組を進めることが最も重要である。県民一人一人が「いじめは絶対に許さない」という決意をもって、そういった学校の雰囲気や社会の風土を創っていかなければならない。</p> <p>また、いじめの問題への対応については、いじめの疑いがあるものも含めて、しっかりとした対応をしなければならない。その際、事実関係等を把握することが必要となるが、大切なことは、いじめの定義やいじめか否かに問わずにとられるのではなく、心が傷ついている子どもの気持ちに寄り添った支援を行うことである。</p> <p>あわせて、勇気をもっていじめを知らせてくれた子どもや被害</p>	<p>【改訂案 P3】</p> <p>3 基本方針の目標と取組の視点</p> <p>いじめの問題を根本的に解決するためには、いじめの未然防止の取組を進めることが最も重要である。県民一人一人が「いじめは絶対に許さない」という決意をもって、そういった学校の雰囲気や社会の風土を創っていかなければならない。</p> <p>いじめの問題への対応については、<u>何よりも被害を訴えてきた子どもや、勇気をもっていじめを知らせてくれた子どもを、しっかり守り通す姿勢を大人が示さなければならない。</u></p> <p><u>また、</u>いじめの疑いがあるものも含めて、しっかりとした対応をしなければならない。その際、事実関係等を把握することが必要となるが、大切なのは、いじめの定義やいじめか否かにことさらにとられるのではなく、傷ついている子どもの気持ちに寄り添った支</p>	

<p>を訴えてきた子どもをしっかりと守り通す姿勢を示さなければならない。</p>	<p>援を行うことである。</p> <p><u>そして、子どもは人と触れ合うことで、様々なことを学び取り感じ取り、成長していくものであるという社会性の育成の観点で考えたとき、子どもたちがいじめの加害者や被害者になることを恐れて、人と触れ合うことに萎縮したり、躊躇したりするようなことは決してあってはならない。だからこそ、関係者はいじめの未然防止・対応・再発防止のいずれの段階においても、そのことを常に意識し子どもたちを見守り支えていくことが重要である。</u></p>	
<p>【P3. 4】</p> <p>3 高知県のいじめの現状</p> <p>平成 24 年度の高知県におけるいじめの認知件数は 689 件であり、前年度より 389 件増加している。このことについては、日頃から教職員が子どもたちの人間関係を注意深く見つけ、「もしかしていじめではないか」とアンテナを高くして、いじめの認知に努めてきた結果だと捉えている。また、1,000 人当たりの認知件数は 8.7 件で、全国平均 (14.3 件) より 5.6 ポイント低くなっている。いじめの態様は、すべての校種で「冷やかし・脅し・嫌な事を言う」が最も多く、暴力を伴わないいじめが多くなっている。いじめ発見のきっかけは、小学校が「当該児童の保護者からの訴え」、中学校が「アンケート調査など学校の取組により発見」、高等学校は「本人からの訴え」が最も多い。このことから、教職員が認知しづらいいじめもなお存在すると考えられる。</p> <p>また、認知したいじめについて「解消」または「一定解消」している割合は、すべての校種で高い数値を示しており、いじめに気づき、関わることができれば、多くのいじめは解消につながることができている。</p> <p>インターネット上のいじめについては、平成 24 年度は 32 件認知されており、前年度と比較すると 14 件増加している。インターネット上のいじめは、アンケートの実施や保護者との連携等により認知件数は増加傾向にあるが、潜在化しやすいという性質上、実態把握が極めて難しく、現在把握できているものは、氷山の一角であると考えるのが妥当である。</p> <p>平成 25 年度においても、県内では、いじめによって登校できな</p>	<p>【改訂案 P4】</p> <p>4 高知県のいじめの現状</p> <p><u>平成 27 年度の高知県におけるいじめの認知件数は 1,315 件であり、前年度より 647 件増加している。また、1,000 人当たりの認知件数は 18.2 件で、前年度より 8.8 ポイント高くなっており、全国平均 (16.4 件) より 1.8 ポイント高くなっている。本県ではこれまで、各学校において、いじめに関する校内研修や「いじめアンケート」を実施してきており、それ以外にも、教職員間の情報共有や、授業、学級活動等での児童生徒の観察等に組織的に取り組んでいる。このような取組を通して、教職員のいじめ問題に対する意識の高まりが、日々アンテナを高くすることにつながり、いじめの認知件数の上昇につながっていると考える。</u></p> <p><u>いじめの態様は、すべての学校種で「冷やかし・脅し・嫌な事を言う」が最も多く、70%を超える割合を示している。特徴的なのが、「パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる」が高等学校で 2 番目に多く、17.4%となっていることである。</u></p> <p><u>いじめ発見のきっかけは、すべての学校種で「アンケート調査など学校の取組により発見」が最も多く、次いで小・中・高等学校では「本人からの訴え」が、特別支援学校では「学級担任が発見」が多い。</u></p> <p><u>また、認知したいじめについて「解消」または「一定解消」している割合は、すべての学校種で高い数値を示しており、全体では、「解消」「一定解消」を合わせて 96.8%となっている。しかし、いじめは単に謝罪をもって容易に解消とすることはできず、複数の要件を勘案して慎重に判断されなければならない。そして、仮に「解</u></p>	

<p>くなるなど、深刻な事案が数件発生している。これらの事案の中には、学校や教育委員会を中心とした対応のみでは解決が困難なものも見受けられる。</p> <p>このように、いじめが潜在化・深刻化している状況を踏まえると、学校だけの取組には限界があり、家庭や地域、関係機関との連携・協働など、学校を取り巻くすべての人々がいじめの防止等の取組を推進していく必要があると考える。</p>	<p><u>消」または「一定解消」している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得るという認識のもと、解消後の経過観察等も含め継続した取組が重要である。</u></p> <p><u>インターネット上のいじめの認知件数は、平成27年度は69件で、前年度と比べて29件増加しており、学校種を問わず増加傾向にある。インターネット上のいじめは潜在化しやすく、実態把握が難しいため、この件数は氷山の一角であると考えるのが妥当である。</u></p> <p><u>さらに、高知県いじめ防止基本方針が策定された平成26年3月以降において、認知されたいじめの事案の中には、学校や教育委員会を中心とした対応のみでは解決が困難である、深刻な事案が数件発生している。</u></p> <p><u>なお、高知県における不登校の児童生徒の割合は、全国平均と比べると高い現状である。不登校の要因は個々の児童生徒によって異なるが、「友人との関係」や「無気力」、「遊び・非行」等の要因が複雑化、多様化して関連しており、その背景に「いやがらせやいじめをする児童生徒の存在や、友人との人間関係」が存在する可能性があることにも十分な配慮が必要である。</u></p> <p>このように、いじめが潜在化・深刻化している状況を踏まえると、学校だけの取組には限界があり、家庭や地域、関係機関との連携・協働など、学校を取り巻くすべての人々がいじめの防止等の取組を推進していく必要があると考える。</p>	
<p>【P4】 4 いじめの防止等に関する基本的な考え方</p>	<p>【改訂案 P5】 5 いじめの防止等に関する基本的な考え方</p>	
<p>【P5】 第2 いじめ防止等のための対策の内容に関する事項 1 いじめの防止等のために県が設置する組織等 (1) 「高知県いじめ問題対策連絡協議会」の設置 県は、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、条例により、知事部局、県教育委員会、学校、県警察本部、児童相談所、地方法務局、弁護士や心理・福祉の専門家等に係る職能団体、PTAなどから構成される「高知県いじめ問題対策連</p>	<p>【改訂案 P8】 第2 いじめ防止等のための対策の内容に関する事項 1 いじめの防止等のために県が設置する組織等 (1) 「高知県いじめ問題対策連絡協議会」の設置 県は、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、条例により、知事部局、県教育委員会、学校、県警察本部、児童相談所、地方法務局、弁護士や心理・福祉の専門家等に係る職能団体、PTAなどから構成される「高知県いじめ問題対策連</p>	<p>【改訂版P15】 学校と地域の関係機関等とのいじめの問題の対応に係る連携を確保するため、地方公共団体においては、法に基づき、「いじめ問題対策連絡協議会」を設置することが望ましく、その構成員は、地域の実情に応じて決定する。 例えば都道府県に置く場合、学校（国私立を含む）、教育委員会、私立学校主管部局、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察などが想定される。この他に弁護士、医師、心理や福</p>

<p>絡協議会」を設置する。なお、本連絡協議会と市町村（学校組合）教育委員会との連携を図るため、構成員に市町村（学校組合）教育委員会を加えるものとする。</p>	<p>絡協議会」を設置する。なお、本連絡協議会と市町村（学校組合）教育委員会との連携を図るため、構成員に市町村（学校組合）教育委員会を加えるものとする。</p> <p>また、県教育委員会及び私立学校主管部局は、いじめ問題対策連絡協議会における関係機関等との連携を通じ、いじめの重大事態の調査を行うための組織（第三者調査委員会等）の委員を確保するよう努める。</p>	<p>社の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等に係る職能団体や民間団体などが考えられる。教育委員会をはじめとする学校の設置者及び都道府県私立学校主管部局は、平素より、いじめ問題対策連絡協議会における地域の関係機関等との連携を通じ、いじめの重大事態の調査を行うための組織（第三者調査委員会等）の委員を確保しておくことも重要である。</p>
<p>【P7】</p> <p>2 いじめの防止等のために県が実施する施策</p> <p>（1）学校が主体となって進める取組への支援</p> <p>① いじめの防止</p> <p>ア 児童生徒の心を耕す教育の総合的な推進</p> <p>○ 自尊感情や豊かな感性を育む教育の推進</p> <p>児童生徒の自尊感情を育むとともに、社会性、規範意識、思いやりなどの豊かな心を育むため、学校間連携、家庭・地域と連携した市町村ぐるみの道德教育を推進する。拠点地域における取組を県全体に普及して、県全体で家庭・地域と連携した道德教育を推進し、児童生徒の道德性の向上を図る。</p> <p>また、児童生徒の豊かな情操やコミュニケーション能力、読解力、思考力、判断力等を育むため、分かる授業を実践し学力を向上させる取組やことばの力を高めるための読書活動、対話・創作・表現活動等を取り入れた教育活動を充実する。さらに、生命や自然を大切にし、感動や感謝の心、社会性や規範意識などを育てるため、自然体験活動や集団宿泊体験等の様々な体験活動を推進する。</p> <p>あわせて、児童生徒のいじめ防止等の意識を高めるために、学校と警察が連携して取り組むいじめをテーマにした非行防止教室等を開催する。</p>	<p>【改訂案 P9】</p> <p>2 いじめの防止等のために県が実施する施策</p> <p>（1）学校が主体となって進める取組への支援</p> <p>① いじめの防止</p> <p>ア 児童生徒の心を耕す教育の総合的な推進</p> <p>○ 自尊感情や豊かな感性を育む教育の推進</p> <p>児童生徒の自尊感情や社会性、規範意識、思いやりなどの豊かな心を育むとともに、児童生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合うことができるよう、学校間連携、家庭・地域と連携した市町村ぐるみの道德教育を推進する。拠点地域における取組を県全体に普及して、県全体で家庭・地域と連携した道德教育を推進し、児童生徒の道德性の向上を図る。</p> <p>また、児童生徒の豊かな情操やコミュニケーション能力、読解力、思考力、判断力等を育むため、分かる授業を実践し学力を向上させる取組やことばの力を高めるための読書活動、対話・創作・表現活動等を取り入れた教育活動を充実する。さらに、生命や自然を大切にし、感動や感謝の心、社会性や規範意識などを育てるため、自然体験活動や集団宿泊体験等の様々な体験活動を推進する。</p> <p>あわせて、児童生徒のいじめ防止等の意識を高めるために、学校と警察が連携して取り組むいじめやインターネットの問題をテーマにした非行防止教室等を開催する。</p>	<p>【改訂版P10】</p> <p>○ 学校の教育活動全体を通じた豊かな心の育成</p> <p>社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育むため、学校の教育活動全体を通じた道德教育を推進する。児童生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合うことができるよう、具体的な実践事例の提供や、道德教育に関する教職員の指導力向上のための施策を推進するとともに、各地域の実態に応じた道德教育を推進するため、地域教材の作成や外部講師の活用をはじめとする自治体等の取組を支援する。</p>

<p>【P9】</p> <p>③ いじめへの対処</p> <p>インターネット上のいじめへの対応</p> <p>インターネットを通じて行われるいじめ・誹謗中傷を防止し、かつ効果的に対処ができるよう、児童生徒に対する情報モラル教育の充実を図る。</p>	<p>【改訂案 P9】</p> <p>○ 情報モラル教育の充実</p> <p>インターネット上のいじめは、外部から見えにくい・匿名性が高いなどの性質を有するため児童生徒が行動に移しやすい一方で、一度インターネット上で拡散してしまったいじめに係る画像、動画等の情報を消去することは極めて困難であること、一つの行為がいじめの被害者とどまらず学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性があることなど、深刻な影響を及ぼすものである。また、インターネット上のいじめは、刑法上の名誉棄損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得る。</p> <p>このようなインターネット上のいじめの特質等を踏まえ、児童生徒に対して、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組を行うとともに、インターネット上のいじめを防止し、かつ効果的に対処ができるよう、児童生徒に対する情報モラル教育の充実を図る。</p>	<p>【改訂版P12】</p> <p>○インターネットや携帯電話を利用したいじめ(以下「インターネット上のいじめ」という。)への対応</p> <p>児童生徒に情報モラルを身に付けさせる指導の充実を図る。インターネット上のいじめは、外部から見えにくい・匿名性が高いなどの性質をもつため児童生徒が行動に移しやすい一方で、一度インターネット上で拡散してしまったいじめに係る画像、動画等の情報を消去することは極めて困難であること、一つの行為がいじめの被害者とどまらず学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性があることなど、深刻な影響を及ぼすものである。また、インターネット上のいじめは、刑法上の名誉棄損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得る。学校の設置者及び学校は、児童生徒に対して、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組を行う。</p>
<p>【P7】</p> <p>イ 児童生徒一人一人がもっている力を引き出す生徒指導の推進</p> <p>○ 児童生徒の主体的な活動の推進</p> <p>いじめを生じさせない・許さない学校づくりを推進するためには、学級活動やホームルーム活動を通して、児童生徒の身の回りにある問題について主体的に話し合い、問題解決していくことや、児童会・生徒会活動等を通して望ましい人間関係を形成し、集団の一員としてよりよい学校づくりに主体的に参画することが重要である。</p> <p>そのため、学級においていじめの問題について話し合う活動や、児童生徒が主体となって行う「いじめ防止委員会」、「いじめ防止サミット」、「いじめ撲滅キャンペーン」等の活動を推進する。</p>	<p>【改訂案 P10】</p> <p>イ 児童生徒一人一人がもっている力を引き出す生徒指導の推進</p> <p>○ 児童生徒の主体的な活動の推進</p> <p>いじめを生じさせない・許さない学校づくりを推進するためには、学級活動やホームルーム活動を通して、児童生徒の身の回りにある問題について主体的に話し合い、問題解決していくことや、児童会・生徒会活動等を通して望ましい人間関係を形成し、集団の一員としてよりよい学校づくりに主体的に参画することが重要である。</p> <p>そのため、道徳科の授業はもとより、学級活動、児童会・生徒会活動等の特別活動において、児童生徒が自らいじめの問題について考え、議論する活動を推進する。</p> <p>また、いじめやインターネットの問題の解決に向けて県内各学校の児童会・生徒会の代表が集まり、実践交流や協議等を行い、児童会・生徒会活動の活性化を図る。</p> <p>さらに、各学校において、インターネットの適正利用に関するルールづくりが推進されるよう、インターネット問題の解決に向けた児童生徒の主体的な活動を支援する。</p>	<p>【改訂版P10～11】</p> <p>○ 児童生徒の主体的な活動の推進</p> <p>道徳科の授業はもとより、学級活動、児童会・生徒会活動等の特別活動において、児童生徒が自らいじめの問題について考え、議論する活動や、校内でいじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動、相談箱を置くなどして子供同士で悩みを聞き合う活動等、子供自身の主体的な活動を推進する。</p>

<p>【P8】</p> <p>ウ 教職員の資質能力の向上</p> <p>○ 校内研修の実施の促進</p> <p>各学校で、少なくとも年に1回以上、いじめに対する個々の教職員の認知力・対応力の向上や、学校としての組織的な対応を図るための校内研修の実施を促すとともに、研修資料・情報提供等の支援を行う。</p> <p>また、スクールカウンセラー等を活用した教職員のカウンセリング能力等の向上に向けた校内研修の推進を図る。</p>	<p>【改訂案 P11】</p> <p>ウ 教職員の資質能力の向上</p> <p>○ 校内研修の実施の促進</p> <p>各学校で、年に複数回、全ての教職員がいじめ防止対策推進法の内容を理解するとともに、いじめに対する個々の教職員の認知力・対応力の向上や、学校としての組織的な対応を図るための校内研修の実施を促すとともに、研修資料・情報提供等の支援を行う。</p> <p>また、いじめの態様に応じた適切な対処ができるよう、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等を活用した教職員のカウンセリング能力等の向上に向けた校内研修の推進を図る。</p>	<p>【改訂版P11】</p> <p>全ての教職員の共通理解を図るため、年に複数回、いじめの問題に関する校内研修を実施するよう、取組を促す。</p> <p>【改訂版P11】</p> <p>○ いじめの防止等のための対策に従事する人材の資質能力向上</p> <p>全ての教職員がいじめ防止対策推進法の内容を理解し、いじめの問題に対して、その態様に応じた適切な対処ができるよう、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等を活用し、教職員のカウンセリング能力等の向上のための校内研修を推進する。また、独立行政法人教職員支援機構や教育委員会と連携し、教職員研修の充実を図る。</p>
<p>【P9】</p> <p>② いじめの早期発見</p> <p>ア いじめの実態把握</p> <p>各学校において、年2回以上、県教育委員会が作成した「いじめアンケート」による調査の実施を促すとともに、各学校の実情に応じて、個別面談、日記や家庭訪問などさまざまな取組を組み合わせ、いじめの認知に努めるよう求める。</p>	<p>【改訂案 P12】</p> <p>② いじめの早期発見</p> <p>ア いじめの実態把握</p> <p>各学校において、年2回以上、県教育委員会が作成した「いじめアンケート」による調査を実施するとともに、各学校の実情に応じて、個別面談、日記や家庭訪問などさまざまな取組を組み合わせ、いじめの認知に努めるよう求める。なお、学校における定期的なアンケート調査、個人面談の取組状況等を点検する。</p>	<p>【改訂版P19】</p> <p>○ 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実</p> <ul style="list-style-type: none"> いじめの実態把握の取組状況等、設置する学校における定期的なアンケート調査、個人面談の取組状況等を点検するとともに、教師向けの指導用資料やチェックリストの作成・配布などを通じ、学校におけるいじめの防止等の取組の充実を促す。 <p>② 学校の設置者として実施すべき施策 【改訂版P20】</p> <p>○ いじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童生徒に対する定期的なアンケート調査、個人面談その他の必要な措置を講ずる。また、学校の設置者として、その設置する学校におけるアンケート調査、個人面談の取組状況を把握しておく。</p>
<p>【P9】</p> <p>イ 相談体制の整備・充実</p> <p>スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置により、各学校における教育相談体制の充実を図り、いじめの未然防止・早期発見・早期解決につなげる。</p> <p>心の教育センター、少年サポートセンター、児童相談所における相談や、24時間いじめ電話相談の実施により、常時いじめの相談に応じることができる体制を整備し、学校を通じて周知を図る。</p>	<p>【改訂案 P12】</p> <p>イ 相談支援体制の整備・充実</p> <p>心の教育センターのワンストップ&トータルな相談支援体制の充実を図るとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置拡充により、各学校における校内支援会の充実などチーム学校による組織的な校内支援体制の確立を図り、いじめの未然防止・早期発見・早期解決につなげる。</p> <p>心の教育センター、少年サポートセンター、児童相談所における相談や、「24時間子供SOSダイヤル」の実施により、常時いじめの相談に応じることができる体制を整備し、児童生徒から活用され</p>	<p>【改訂版P17】</p> <p>○ いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 電話やメール等、いじめの通報・相談を受け付ける体制整備・周知 スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置 都道府県と市町村が円滑に連携（例えば都道府県が、「24時間子供SOSダイヤル」や教育相談センターにおける教育相談の充実等、多様な相談窓口を確保し、市町村が、設置された窓口を域内の関係各者に周知徹底する等） スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育

	<p>るよう、積極的に周知する。</p> <p>特に、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーは、学校のいじめ対策組織の構成員となっている場合は、自らその一員であることを児童生徒、保護者等に積極的に伝える取組を行う。</p> <p>なお、周知の際には児童生徒に対し、自ら周囲に援助を求めることの重要性を理解させるよう努める。</p>	<p>相談センター等のいじめに関する通報及び相談体制を整備した場合、児童生徒から活用されるよう、自らの取組を積極的に周知する(スクールカウンセラーの相談日の案内、教育相談センター職員による学校訪問、教育相談センターの見学会の実施等)。特に、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーは、学校のいじめ対策組織の構成員となっている場合は、自らその一員であることを児童生徒、保護者等に積極的に伝える取組を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 周知の際には、相談の結果、いじめの解決につながった具体的な事例(プロセス)を示すなど、児童生徒に自ら周囲に援助を求めることの重要性を理解させる。
<p>【P9】</p> <p>③ いじめへの対処</p> <p>ア 「緊急学校支援チーム」等の派遣</p> <p>公立学校においていじめにより児童生徒の生命に関わるような緊急事案が発生した場合や、学校だけでは解決が困難な事案について、学校の求めに応じて、臨床心理士、弁護士、教員経験者、警察経験者等で構成された「緊急学校支援チーム」等を派遣し、児童生徒やその保護者及び教職員の心の安定を図るとともに、日常の学校生活への回復に向けた助言を行い、適切に支援を行う。</p>	<p>【改訂案 P12】</p> <p>③ いじめへの対処</p> <p>ア 「緊急学校支援チーム」等の派遣</p> <p>公立学校においていじめにより児童生徒の生命に関わるような緊急事案が発生した場合や、学校だけでは解決が困難な事案について、学校の求めに応じて、指導主事等の職員、臨床心理士、弁護士、教員経験者、警察経験者等で構成された「緊急学校支援チーム」等を派遣し、児童生徒やその保護者及び教職員の心の安定を図るとともに、日常の学校生活への回復に向けた助言を行い、適切に支援を行う。なお、学校に対し、いじめへの対処の際にこれらの支援を行うことを、予め周知しておく。</p>	<p>【改訂版P21】</p> <p>○ いじめに対する措置</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校の設置者は、第23条第2項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、その設置する学校に対し必要な支援を行い、又は当該報告に係る又は必要な措置を講ずることを指示する。支援とは、具体的には、指導主事等の職員、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士等の外部専門家の派遣、警察等関係機関との連携等が考えられる。学校の設置者は、その設置する学校に対し、いじめへの対処の際にこれらの支援を行うことを、予め周知しておく必要がある。さらに、学校の設置者として、学校からの報告に係る事案について自ら必要な調査を行う。
<p>【P9】</p> <p>イ ネット上のいじめへの対応</p> <p>インターネットを通じて行われるいじめ・誹謗中傷を防止し、かつ効果的に対処ができるよう、児童生徒に対する情報モラル教育の充実を図る。</p> <p>また、インターネット利用に関する家庭でのルールづくりやフィルタリングの設定等、児童生徒が安全に安心してインターネットを利用できるよう、保護者に対する啓発活動を行う。</p> <p>さらに、インターネットを通じて行われるいじめを監視する学校ネットパトロールの実施などにより、ネット上のいじめの早期発見・早期対応のための体制整備を図る。</p>	<p>【改訂案 P12】</p> <p>イ インターネット上のいじめへの対応</p> <p>インターネットを通じて行われるいじめ・誹謗中傷を防止し、かつ効果的に対処ができるよう、児童生徒に対する情報モラル教育の充実を図る。</p> <p>また、インターネット利用に関する家庭でのルールづくりやフィルタリングの設定等、児童生徒が安全に安心してインターネットを利用できるよう、保護者に対する啓発活動を行う。</p> <p>さらに、インターネットを通じて行われるいじめを監視する学校ネットパトロールの実施などにより、インターネット上のいじめの早期発見・早期対応のための体制整備を図る。</p>	

<p>【P10】</p> <p>(2) 教職員が子どもと向き合うことのできる体制の整備</p> <p>教職員が子どもたちとしっかり向き合い、いじめの防止等に学校として一丸となって組織的に取り組んでいくことができるような体制の整備が重要であり、生徒指導に係る体制等の充実のための教諭、養護教諭その他の教職員の配置、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であっていじめの防止を含む教育相談に応じる者の確保、いじめへの対処に関し助言を行うために学校の求めに応じて派遣される者の確保等、必要な措置を講じる。</p>	<p>【改訂案 P12】</p> <p>(2) 教職員が子どもと向き合うことのできる体制の整備</p> <p>教職員が子どもたちとしっかり向き合い、保護者、地域住民、関係機関等との連携を図りつつ、いじめの防止等に学校として一丸となって組織的に取り組んでいくことができるような学校指導体制の整備が重要である。そのために、生徒指導に係る体制等の充実のための教諭や養護教諭その他の教職員の配置、いじめ防止を含む教育相談に応じるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置、いじめへの対処に関し助言を行うために学校の求めに応じて派遣される弁護士等の確保等、必要な措置を講じる。</p> <p>また、部活動休養日の設定、運動部活動支援員等の配置、教員が行う業務の明確化を含む教職員の業務負担の軽減を図る。</p>	<p>(5) 地方公共団体等が実施すべき施策</p> <p>② 学校の設置者として実施すべき施策</p> <p>○ 当該学校に在籍する児童生徒及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができるようにするため、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置、弁護士等の専門家の派遣、人権擁護機関等の関係機関との連携等の体制整備を図る。生徒指導専任教員の配置を含む、いじめに適切に対応できる学校指導体制の整備を推進するとともに、部活動休養日の設定、部活動指導員の配置、教員が行う業務の明確化を含む教職員の業務負担の軽減を図る。</p> <p>○ 学校運営改善の支援</p> <p>・ 教職員が子供と向き合い、保護者、地域住民、関係機関等との連携を図りつつ、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、生徒指導専任教員の配置を含む、いじめに適切に対応できる学校指導体制の整備を推進するとともに、事務機能の強化等による学校マネジメントを担う体制の整備を図るなど、学校運営の改善を支援する。</p>
<p>【P10】</p> <p>(3) 学校・家庭・地域・関係機関が連携した取組の推進</p> <p>① P T Aや地域の関係団体との連携促進</p> <p>P T Aや地域の関係団体と連携し、いじめの背景となっている子どもを取り巻く諸問題や、子どものサインに気付く方法等に関する研修の機会を設けるなど、いじめの問題について家庭、地域と連携した取組を推進する。また、いつでも悩みを相談できる県内の相談事業に関する周知を図る。</p> <p>【P9】</p> <p>③ いじめへの対処</p> <p>イ ネット上のいじめへの対応</p> <p>また、インターネット利用に関する家庭でのルールづくりやフィルタリングの設定等、児童生徒が安全に安心してインターネットを利用できるよう、保護者に対する啓発活動を行う。</p>	<p>【改訂案 13】</p> <p>(3) 学校・家庭・地域・関係機関が連携した取組の推進</p> <p>① P T Aや地域の関係団体との連携促進</p> <p>P T Aや地域の関係団体と連携し、いじめの背景となっている子どもを取り巻く諸問題や、子どものサインに気付く方法、法の趣旨及び法に基づく対応等に関する研修の機会を設けるなど、いじめの問題について家庭、地域と連携した取組を推進するとともに、いつでも悩みを相談できる県内の相談事業に関する周知を図る。</p> <p>また、インターネットの危険性や、危険を回避するためのフィルタリングの設定やルールづくり等、児童生徒が安全に安心してインターネットを利用できるよう、保護者に対する啓発活動を行い、インターネットの適正利用に関するP T Aや家庭でのルールづくりを推進する。</p>	<p>【改訂版P12】</p> <p>○ いじめの問題に関する正しい理解の普及啓発</p> <p>国の基本方針やいじめの問題に関係する通知等を周知徹底するため、各地域の学校関係者の集まる普及啓発協議会を定期的で開催する。また、保護者など国民に広く、いじめの問題やこの問題への取組についての理解を深めるべく、P T Aなどの関係団体等との連携を図りながら、法の趣旨及び法に基づく対応に係る広報啓発を充実する。</p>

<p>【P10】</p> <p>② 地域とともにある学校づくり</p> <p>学校運営への保護者・地域住民等の積極的な参画を通じて、いじめの解決を進めていくために、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）や開かれた学校づくり推進委員会といった場や、学校評議員とともに、学校はいじめの防止等の取組について検証するなど、いじめの問題を共有し地域ぐるみで解決する仕組みづくりを進める。</p>	<p>【改訂案 P13】</p> <p>② 地域とともにある学校づくり</p> <p>保護者・地域住民が学校運営に積極的に参画する学校運営協議会（コミュニティ・スクール）や学校評議員制度、開かれた学校づくり推進委員会などを推進することにより、いじめの問題など、学校が抱える課題を共有し地域ぐるみで対応する仕組みづくりを進める。</p>	<p>【改訂版P23】</p> <p>○ 学校運営改善の支援</p> <p>・保護者や地域住民が学校運営に参画する学校運営協議会制度の導入や地域学校協働活動の推進により、いじめの問題など、学校が抱える課題を共有し地域ぐるみで対応する仕組みづくりを推進する。</p>
<p>【P10】</p> <p>③ 地域ぐるみで子どもの育ちを支援する体制づくり</p> <p>学校支援地域本部、放課後子ども教室・放課後児童クラブなど、学校・家庭・地域の連携により、子どもたちの居場所づくりや地域ぐるみで子どもの育ちを支援する体制づくりを推進する。</p>	<p>【改訂案 P13】</p> <p>③ 地域ぐるみで子どもの育ちを支援する体制づくり</p> <p>学校支援地域本部（地域学校協働本部）、放課後子ども教室・放課後児童クラブなど、学校・家庭・地域の連携・協働により、子どもたちの居場所づくりや地域ぐるみで子どもの育ちを支援する体制づくりを行い、子どもの自尊感情や規範意識を育む活動を推進する。</p> <p>地域学校協働本部等が整備されている場合には、学校は当該学校はいじめに係る状況及び対策について情報提供するとともに、連携・協働による取組を進める。これらの仕組みが設けられていない場合には、民生委員や町内会等の地域の関係団体等に働きかけながら、地域との連携・協働を進める。</p>	<p>【改訂版P23】</p> <p>○ 学校運営改善の支援</p> <p>・学校評議員や地域学校協働本部等が整備されている場合には、学校は当該学校はいじめに係る状況及び対策について情報提供するとともに、連携・協働による取組を進める。これらの仕組みが設けられていない場合には、民生委員や町内会等の地域の関係団体等に働きかけながら、地域との連携・協働を進める。</p>
	<p>【改訂案 P14】</p> <p>④ 就学前教育におけるいじめの問題への取組の推進</p> <p>いじめの未然防止に向けて、幼児期の教育においても、発達段階に応じて幼児が他の幼児と関わる中で相手を尊重する気持ちを持って行動できるよう、取組を促す。また、保育者や保護者に対するいじめの未然防止に係る幼児への関わり的重要性について理解を深める取組を行う。</p>	<p>(5) 地方公共団体等が実施すべき施策</p> <p>○ いじめの未然防止に向けて、幼児期の教育においても、発達段階に応じて幼児が他の幼児と関わる中で相手を尊重する気持ちを持って行動できるよう、取組を促す。また、就学前のガイダンス等の機会を捉え、幼児や保護者に対するいじめの未然防止に係る取組を企画・提案する。</p>
<p>【P10】</p> <p>(5) 学校評価の留意点</p> <p>学校評価においていじめの問題を取り扱うに当たっては、学校評価の目的を踏まえ、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、その実態把握や対応が促され、児童生</p>	<p>【改訂案 P14】</p> <p>(5) 学校評価の留意点</p> <p>学校評価においていじめの問題を取り扱うに当たっては、学校評価の目的を踏まえ、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日常の児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが</p>	<p>【改訂版P22】</p> <p>○ 学校評価の留意点、教員評価の留意点</p> <p>・学校評価においていじめの問題を取り扱うに当たっては、学校評価の目的を踏まえ、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日常の児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが</p>

<p>徒や地域の状況を十分踏まえて目標を立て、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組むよう、必要な指導・助言を行う。</p>	<p>発生した際の迅速かつ適切な情報共有や組織的な対応等が評価されることを教職員に周知徹底するとともに、児童生徒や地域の状況を十分踏まえて目標を立て、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組むようにしなければならない。したがって、各教育委員会は、学校いじめ防止基本方針に基づく取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）の実施状況を学校評価の評価項目に位置付けるよう、各学校に対して必要な指導・助言を行う。</p>	<p>発生した際の迅速かつ適切な情報共有や組織的な対応等が評価されることを教職員に周知徹底するとともに、児童生徒や地域の状況を十分踏まえて目標を立て、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組むようにしなければならない。したがって、各教育委員会は、学校いじめ防止基本方針に基づく取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）の実施状況を学校評価の評価項目に位置付けるよう、各学校に対して必要な指導・助言を行う。</p>
<p>【P11】 (6) 県民のいじめの問題への関心を高め、正しい理解を深める取組の推進 保護者や地域住民など県民に広く、本基本方針やいじめ防止等の取組についての理解を促すよう、リーフレットの配付や「いじめ防止子どもサミット」の開催など広報啓発の充実を図る。 また、いじめの問題をはじめとする「子どもの人権」等に関する研修・啓発及び広報活動を充実する。</p>	<p>【改訂案P14】 (6) 県民のいじめの問題への関心を高め、正しい理解を深める取組の推進 保護者や地域住民など県民に広く、本基本方針やいじめ防止等の取組についての理解を促すよう、各学校の児童会・生徒会による実践交流や協議を開催するとともに、ポスターやリーフレットの配付などにより、広報啓発の充実を図る。 また、いじめの問題をはじめとする「子どもの人権」等に関する研修・啓発及び広報活動を充実する。</p>	
<p>【P14】 (7) 私立学校に対する支援 ② いじめの防止等の取組の推進 私立学校におけるいじめの防止等のための対策を推進するため、私立学校に対して、必要な情報提供及び財政上の支援を行う。</p>	<p>【改訂案 P14】 (7) 私立学校に対する支援 ② いじめの防止等の取組の推進 私立学校におけるいじめの防止等のための対策を推進するため、私立学校に対して、必要な情報提供及び財政上の支援を行う。 また、定期的なアンケート調査や、個人面談の取組状況等を把握するとともに、重大事態があった場合等に適切に対応できるよう、県の体制を整備する。</p>	<p>【改訂版 P20】 ○都道府県私立学校主管部局の体制 都道府県私立学校主管部局において、所管する学校における定期的なアンケート調査、個人面談の取組状況等を把握するとともに、重大事態があった場合等に適切に対応できるよう、体制を整備する。</p>
<p>【P11】 3 いじめの防止等のために学校が実施する施策 (1) 学校いじめ防止基本方針の策定 ① 学校基本方針の内容 各学校は、国の基本方針又は本基本方針を参酌し、自らの学校</p>	<p>【改訂案 P15】 3 いじめの防止等のために学校が実施する施策 (1) 学校いじめ防止基本方針の策定 ① 学校基本方針の内容 各学校は、国の基本方針又は本基本方針を参酌し、自らの学校</p>	<p>【改訂版P24】 (2) 学校いじめ防止基本方針の策定 各学校は、国の基本方針、地方いじめ防止基本方針を参考にし</p>

<p>として、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）として定める。</p> <p>学校基本方針には、いじめ防止のための取組、早期発見・早期対応の在り方、教育相談体制・生徒指導体制の確立、教員の資質向上に資する校内研修の充実、チェックリストの作成・実施、学校基本方針の評価などを定めるとともに、あわせていじめの防止等の具体的な取組の年間計画を作成することが必要である。</p>	<p>として、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」(以下「学校基本方針」という。)として定める。</p> <p>学校いじめ防止基本方針を定める意義としては、次のようなものがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校いじめ防止基本方針に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校がいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応となる。 ・いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、児童生徒及びその保護者に対し、児童生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながる。 <p>学校いじめ防止基本方針には、いじめ防止のための取組、早期発見・いじめ事案への対処(以下「事案対処」という。)の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、教員の資質向上に資する校内研修などを定めることが想定され、いじめの防止、いじめの早期発見、事案対処などいじめの防止等全体に係る内容であることが必要である。</p> <p>その中核としては、いじめに向かわない態度・能力の育成等のいじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりのために、年間の学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組が体系的・計画的に行われるよう、包括的な取組の方針を定め、その具体的な指導内容のプログラム化を図ること(「学校いじめ防止プログラム」の策定等)が必要である。</p> <p>また、アンケート、いじめの通報、情報共有、適切な対処等のあり方についてのマニュアルを定め(「早期発見・事案対処のマニュアル」の策定等)、それを徹底するため、「チェックリストを作成・共有して全教職員で実施する」などといったような具体的な取組を盛り込む必要がある。そして、これらの学校いじめ防止基本方針の中核的な策定事項は、同時に学校いじめ対策組織の取組による未然防止、早期発見及び事案対処の行動計画となるよう、事案対処に関する教職員の資質能力向上を図る校内研修の取組も含めた、年間を通した当該組織の活動が具体的に記載される</p>	<p>て、自らの学校として、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」として定めることが必要である。</p> <p>学校いじめ防止基本方針を定める意義としては、次のようなものがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校いじめ防止基本方針に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校がいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応となる。 ・いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、児童生徒及びその保護者に対し、児童生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながる。 <p>学校いじめ防止基本方針には、いじめの防止のための取組、早期発見・いじめ事案への対処(以下「事案対処」という。)の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修などを定めることが想定され、いじめの防止、いじめの早期発見、事案対処などいじめの防止等全体に係る内容であることが必要である。</p> <p>その中核的な内容としては、いじめに向かわない態度・能力の育成等のいじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりのために、年間の学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組が体系的・計画的に行われるよう、包括的な取組の方針を定め、その具体的な指導内容のプログラム化を図ること(「学校いじめ防止プログラム」の策定等)が必要である。</p> <p>また、アンケート、いじめの通報、情報共有、適切な対処等のあり方についてのマニュアルを定め(「早期発見・事案対処のマニュアル」の策定等)、それを徹底するため、「チェックリストを作成・共有して全教職員で実施する」などといったような具体的な取組を盛り込む必要がある。そして、これらの学校いじめ防止基本方針の中核的な策定事項は、同時に学校いじめ対策組織の取組による未然防止、早期発見及び事案対処の行動計画となるよう、事案対処に関する教職員の資質能力向上を図る校内研修の取組も含めた、年間を通した当該組織の活動が具体的に記載される</p>
--	--	--

<p>加えて、より実効性の高い取組を実施するため、学校基本方針が、当該学校の実情に即してきちんと機能しているかを法第 22 条の組織を中心に点検し、必要に応じて見直す、という PDCA サイクルを、学校基本方針に盛り込んでおく必要がある。</p>	<p>ものとする。</p> <p>さらに、いじめの加害児童生徒に対する成長支援の観点から、加害児童生徒が抱える問題を解決するための具体的な対応方針を定めることも望ましい。</p> <p>加えて、より実効性の高い取組を実施するため、学校いじめ防止基本方針が、当該学校の実情に即して適切に機能しているかを学校いじめ対策組織を中心に点検し、必要に応じて見直す、という PDCA サイクルを、学校いじめ防止基本方針に盛り込んでおく必要がある。</p> <p>学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。学校いじめ防止基本方針において、いじめの防止等のための取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談の実施、校内研修、家庭訪問の実施等）に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価する。各学校は、評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る必要がある。</p>	<p>ものとする。</p> <p>さらに、いじめの加害児童生徒に対する成長支援の観点から、加害児童生徒が抱える問題を解決するための具体的な対応方針を定めることも望ましい。</p> <p>加えて、より実効性の高い取組を実施するため、学校いじめ防止基本方針が、当該学校の実情に即して適切に機能しているかを学校いじめ対策組織を中心に点検し、必要に応じて見直す、という PDCA サイクルを、学校いじめ防止基本方針に盛り込んでおく必要がある。</p> <p>学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。学校いじめ防止基本方針において、いじめの防止等のための取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談の実施、校内研修、家庭訪問の実施等）に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価する。各学校は、評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る必要がある。</p>
<p>【P12】</p> <p>② 学校基本方針の策定に当たっての留意点</p> <p>学校基本方針を策定するに当たっては、方針を検討する段階から保護者や地域の方にも参画いただき、地域を巻き込んだ学校基本方針になるようにすることが、学校基本方針策定後、学校の取組を円滑に進めていくうえでも有効である。また、児童生徒とともに、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、学校基本方針の策定に際し、児童生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について児童生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。</p> <p>さらに、策定した学校基本方針については、学校のウェブサイトなどで公開する。</p>	<p>【改訂案 P16】</p> <p>② 学校基本方針の策定に当たっての留意点</p> <p>学校いじめ防止基本方針を策定・見直しを行うに当たっては、方針を検討する段階から保護者、地域住民、関係機関等の参画を得た学校いじめ防止基本方針になるようにすることが、学校いじめ防止基本方針策定後、学校の取組を円滑に進めていくうえでも有効であることから、これらの関係者と協議を重ねながら具体的ないじめ防止等の対策に係る連携について定めることが望ましい。また、児童生徒とともに、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、学校いじめ防止基本方針の策定に際し、児童生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について児童生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。</p> <p>さらに、策定した学校いじめ防止基本方針については、各学校のホームページへの掲載その他の方法により、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講ずるとともに、その内容を、必ず入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。</p>	<p>【改訂版 P25】</p> <p>(2) 学校いじめ防止基本方針の策定</p> <p>学校いじめ防止基本方針を策定するに当たっては、方針を検討する段階から保護者、地域住民、関係機関等の参画を得た学校いじめ防止基本方針になるようにすることが、学校いじめ防止基本方針策定後、学校の取組を円滑に進めていくうえでも有効であることから、これらの関係者と協議を重ねながら具体的ないじめ防止等の対策に係る連携について定めることが望ましい。また、児童生徒と共に、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、学校いじめ防止基本方針の策定に際し、児童生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について児童生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。</p> <p>さらに、策定した学校いじめ防止基本方針については、各学校のホームページへの掲載その他の方法により、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講ずるとともに、その内容を、必ず入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。</p>

<p>【P12】</p> <p>(2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織</p> <p>① 組織の役割</p> <p>当該組織は、学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割 ○ いじめの相談・通報の窓口としての役割 ○ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割 ○ いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割などである。 	<p>【改訂案 P17】</p> <p>(2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織</p> <p>① 組織の役割</p> <p>学校いじめ対策組織は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。具体的には、次に掲げる役割が挙げられる。</p> <p>【未然防止】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割 【早期発見・事案対処】 ○ いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割 ○ いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割 ○ いじめに係る情報(いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む。)があった時に緊急会議を開催するなど、情報の迅速な共有、及び関係児童生徒に対するアンケート調査、聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割 ○ いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割 <p>【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割 ○ 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割 ○ 学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割 (PDCAサイクルの実行を含む。) <p>などが想定される。</p> <p>いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを実効的に行うためには、学校いじめ対策組織は、児童生徒及び保護者に対</p>	<p>【改訂版P26】</p> <p>(3) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織</p> <p>学校いじめ対策組織は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。具体的には、次に掲げる役割が挙げられる。</p> <p>【未然防止】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割 【早期発見・事案対処】 ◇ いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割 ◇ いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割 ◇ いじめに係る情報(いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む。)があった時に緊急会議を開催するなど、情報の迅速な共有、及び関係児童生徒に対するアンケート調査、聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割 ◇ いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割 <p>【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割 ◇ 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割 ◇ 学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割 (PDCAサイクルの実行を含む。) <p>などが想定される。</p> <p>いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを実効的に行うためには、学校いじめ対策組織は、児童生徒及び保護者に対</p>
---	---	--

当該組織は、いじめの防止等の中核となる組織として、的確にいじめの疑いに関する情報が共有でき、共有された情報を基に、組織的に対応できるような体制とすることが必要である。特に、いじめであるかどうかの判断は組織的に行うことが必要であり、当該組織が、情報の収集と記録、共有を行う役割を担うため、教職員は、わずかな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、抱え込まずにすべて当該組織に報告・相談する。加えて、当該組織に集められた情報は、児童生徒ごとに記録するなど、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図ることが必要である。

また、当該組織は、各学校の学校基本方針の策定や見直し、各学校で定めたいじめの取組が計画どおりに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、各学校のいじめの防止等の取組についてPDCAサイクルで検証を担う役割が期待される。

して、自らの存在及び活動が容易に認識される取組（例えば、全校集会の際にいじめ対策組織の教職員が児童生徒の前で取組を説明する等）を実施する必要がある。また、いじめの早期発見のためには、学校いじめ対策組織は、いじめを受けた児童生徒を徹底して守り通し、事案を迅速かつ適切に解決する相談・通報の窓口であると児童生徒から認識されるようにしていく必要がある。

県教育委員会及び私立学校主管部局においては、以上の組織の役割が果たされているかどうかを確認し、必要な指導・助言を行う。

さらに、児童生徒に対する定期的なアンケートを実施する際に、児童生徒が学校いじめ対策組織の存在、その活動内容等について具体的に把握・認識しているか否かを調査し、取組の改善につなげることも有効である。

学校いじめ対策組織は、いじめの防止等の中核となる組織として、的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、共有された情報を基に、組織的に対応できるような体制とすることが必要である。特に、**事実関係の把握**、いじめであるか否かの判断は組織的に行うことが必要であり、当該組織が、情報の収集と記録、共有を行う役割を担うため、教職員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、抱え込まずに、**又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに**全て当該組織に報告・相談する。加えて、当該組織に集められた情報は、個別の児童生徒ごとなどに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る。**学校として、学校基本方針やマニュアル等において、いじめの情報共有の手順及び情報共有すべき内容（いつ、どこで、誰が、何を、どのように等）を明確に定めておく必要がある。**

これらのいじめの情報共有は、個々の教職員の責任追及のために行うものではなく、気づきを共有して早期対応につなげることが目的であり、学校の管理職は、リーダーシップをとって情報共有を行いやすい環境の醸成に取り組む必要がある。

また、学校いじめ対策組織は、各学校の学校基本方針の策定や見直し、各学校で定めたいじめの取組が計画どおりに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、各学校のいじめの防

して、自らの存在及び活動が容易に認識される取組（例えば、全校集会の際にいじめ対策組織の教職員が児童生徒の前で取組を説明する等）を実施する必要がある。また、いじめの早期発見のためには、学校いじめ対策組織は、いじめを受けた児童生徒を徹底して守り通し、事案を迅速かつ適切に解決する相談・通報の窓口であると児童生徒から認識されるようにしていく必要がある。

教育委員会をはじめとする学校の設置者及び都道府県私立学校主管部局においては、以上の組織の役割が果たされているかどうかを確認し、必要な指導・助言を行う。

さらに、児童生徒に対する定期的なアンケートを実施する際に、児童生徒が学校いじめ対策組織の存在、その活動内容等について具体的に把握・認識しているか否かを調査し、取組の改善につなげることも有効である。

学校いじめ対策組織は、いじめの防止等の中核となる組織として、的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、共有された情報を基に、組織的に対応できるような体制とすることが必要である。特に、**事実関係の把握**、いじめであるか否かの判断は組織的に行うことが必要であり、当該組織が、情報の収集と記録、共有を行う役割を担うため、教職員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、抱え込まずに、**又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに**全て当該組織に報告・相談する。加えて、当該組織に集められた情報は、個別の児童生徒ごとなどに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る。**学校として、学校基本方針やマニュアル等において、いじめの情報共有の手順及び情報共有すべき内容（いつ、どこで、誰が、何を、どのように等）を明確に定めておく必要がある。**

これらのいじめの情報共有は、個々の教職員の責任追及のために行うものではなく、気づきを共有して早期対応につなげることが目的であり、学校の管理職は、リーダーシップをとって情報共有を行いやすい環境の醸成に取り組む必要がある。

<p>【P13】</p> <p>② 組織の構成員</p> <p>当該組織については、組織的対応の中核として機能するような体制を確立するため、複数の教職員で構成するとともに、必要に応じて、外部専門家等（例えば、心理、福祉等の専門的知識を有する者、警察関係職員その他の関係者等）を入れるなど、学校の実情に応じて構成する。</p> <p>なお、「複数の教職員」については、学校の管理職や主幹教諭、生徒指導担当教員、人権教育主任、学年主任、養護教諭、学級担任や部活動指導に関わる教職員などの中から選ぶことが考えられるが、これに加え、個々のいじめの防止・早期発見・対処に当たって関係の深い教職員を追加するようにするなど、柔軟な組織とすることが有効である。</p>	<p>止等の取組についてPDCAサイクルで検証を担う役割が期待される。</p> <p>【改訂案 P18】</p> <p>② 組織の構成員</p> <p>学校いじめ対策組織については、組織的対応の中核として機能するような体制を確立するため、複数の教職員で構成するとともに、可能な限り、「心理、福祉等に関する専門的知識を有する者」として、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者等の外部専門家を当該組織に参画させ、実効性のある人選とする必要がある。</p> <p>なお、「複数の教職員」については、学校の管理職や主幹教諭、生徒指導担当教員、人権教育主任、学年主任、養護教諭、学級担任、教科担任、部活動指導に関わる教職員、学校医等から、学校の実情に応じて決定する。これに加え、個々のいじめの防止・早期発見・対処に当たって関係の深い教職員を追加する。</p>	<p>【改訂版 P28】</p> <p>(3) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織</p> <p>法第22条においては、学校いじめ対策組織は「当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者その他の関係者により構成される」とされているところ、「当該学校の複数の教職員」については、学校の管理職や主幹教諭、生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任、教科担任、部活動指導に関わる教職員、学校医等から、組織的対応の中核として機能するような体制を、学校の実情に応じて決定する。さらに、可能な限り、同条の「心理、福祉等に関する専門的知識を有する者」として、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者等の外部専門家を当該組織に参画させ、実効性のある人選とする必要がある。これに加え、個々のいじめの防止・早期発見・対処に当たって関係の深い教職員を追加する。</p>
<p>【P13】</p> <p>③ 組織運営上の留意点</p> <p>各学校における組織については、必ずしも新たな組織を設置しなければならないということではなく、日頃からいじめの問題等、生徒指導上の課題に関して組織的に対応するために置いている「企画委員会（運営委員会）」や「生徒指導部会（支援委員会）」等の既存の組織を活用することも考えられ、法律に基づく組織としていじめの防止等の措置を実効的に行うべく機能させることも法の趣旨に合致するものである。また、組織の名称としては「いじめ対策委員会」などが考えられるが、各学校の判断による。</p> <p>また、当該組織を実際に機能させるに当たっては、適切に外部専門家の助言を得つつも機動的に運用できるよう、構成員全体の会議と日常的な関係者の会議に役割分担しておくなど、学校の実情に応じて工夫することも必要である。</p> <p>なお、重大事態の調査のための組織について、学校がその調査を行う場合は、この組織を母体としつつ、当該事案の性質に応じ</p>	<p>【改訂案 P19】</p> <p>③組織運営上の留意点</p> <p>各校における組織については、いじめの未然防止、早期発見の実効化とともに、教職員の経験年数やクラス担任制の垣根を越えた教職員同士の日常的なつながり・同僚性を向上させるためには、児童生徒に最も接する機会の多い学級担任や教科担任等が参画し、学校がいじめ対策組織にこれらの機能や目的を十分に果たせるような人員配置とする必要がある。このため、学校がいじめ対策の企画立案、事案対処等を、学級担任を含めた全ての教職員が経験することができるようにするなど、未然防止・早期発見・事案対処の実効化のため、組織の構成を適宜工夫・改善できるよう、柔軟な組織とすることが有効である。</p> <p>必ずしも新たな組織を設置しなければならないということではなく、日頃からいじめの問題等、生徒指導上の課題に関して組織的に対応するために置いている「企画委員会（運営委員会）」や「生</p>	<p>【改訂版 P28】</p> <p>いじめの未然防止、早期発見の実効化とともに、教職員の経験年数やクラス担任制の垣根を越えた教職員同士の日常的なつながり・同僚性を向上させるためには、児童生徒に最も接する機会の多い学級担任や教科担任等が参画し、学校がいじめ対策組織にこれらの機能や目的を十分に果たせるような人員配置とする必要がある。このため、学校がいじめ対策の企画立案、事案対処等を、学級担任を含めた全ての教職員が経験することができるようにするなど、未然防止・早期発見・事案対処の実効化のため、組織の構成を適宜工夫・改善できるよう、柔軟な組織とすることが有効である。</p>

<p>て適切な専門家を加えるなどの方法によって対応することも考えられる。</p>	<p>徒指導部会（支援委員会）」等の既存の組織を活用することも考えられ、法律に基づく組織としていじめの防止等の措置を実効的に行うべく機能させることも法の趣旨に合致するものである。また、組織の名称としては「いじめ対策委員会」などが考えられるが、各学校の判断による。</p> <p>また、当該組織を実際に機能させるに当たっては、適切に外部専門家の助言を得つつも機動的に運用できるよう、構成員全体の会議と日常的な関係者の会議に役割分担しておくなど、学校の実情に応じて工夫することも必要である。</p> <p>なお、重大事態の調査のための組織について、学校がその調査を行う場合は、この組織を母体としつつ、当該事案の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によって対応することも考えられる。</p>	
<p>【P14】</p> <p>(3) 学校におけるいじめの防止等に関する措置</p> <p>① いじめの防止</p> <p>いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、すべての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。</p>	<p>【改訂案 P19】</p> <p>(3) 学校におけるいじめの防止等に関する措置</p> <p>① いじめの防止</p> <p>いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、すべての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止の取組として、児童生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に取り組む。</p> <p>指導に当たっては、発達の段階に応じて、児童生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、正面から向き合うことができるよう、実践的な取組を行う。また、その際、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめは重大な人権侵害に当たり、被害者、加害者及び周囲の児童生徒に大きな傷を残すものであり、決して許されないこと ・いじめが刑事罰の対象となり得ること、不法行為に該当し損害賠償責任が発生し得ること <p>等についても、実例（裁判例等）を示しながら、人権を守ること</p>	<p>【改訂版 P29】</p> <p>i) いじめの防止</p> <p>いじめはどの子供にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止の取組として、児童生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に取り組む。また、未然防止の基本は、児童生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。</p> <p>【別添 2 P2】</p> <p>イ) いじめに向かわない態度・能力の育成</p> <p>指導に当たっては、発達の段階に応じて、児童生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、正面から向き合うことができるよう、実践的な取組を行う。また、その際、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめは重大な人権侵害に当たり、被害者、加害者及び周囲の児童生徒に大きな傷を残すものであり、決して許されないこと、 ・いじめが刑事罰の対象となり得ること、不法行為に該当し損害賠償責任が発生し得ること <p>等についても、実例（裁判例等）を示しながら、人権を守ること</p>

また、未然防止の基本は、児童生徒が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

さらに、教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

の重要性やいじめの法律上の扱いを学ぶといった取組を行う。

また、未然防止の基本は、児童生徒が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

児童生徒に対するアンケート・聴き取り調査によって初めてのいじめの事実が把握される例も多く、いじめの被害者を助けるためには児童生徒の協力が必要となる場合がある。このため、学校は児童生徒に対して、傍観者とならず、学校いじめ対策組織への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。

さらに、教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

○発達障害を含む、障害のある児童生徒がかかわるいじめについては、教職員が個々の児童生徒の障害の特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行うことが必要である。

○海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなど外国につながる児童生徒は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの差からいじめが行われることがないよう、教職員、児童生徒、保護者等の外国人児童生徒等に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。

○性同一障害や性的指向・性自認に係る児童生徒に対するいじめを防止するため、性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。

○東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒（以下「被災児童生徒」という。）

の重要性やいじめの法律上の扱いを学ぶといった取組を行う。

【改訂版 P29】

i) いじめの防止

児童生徒に対するアンケート・聴き取り調査によって初めてのいじめの事実が把握される例も多く、いじめの被害者を助けるためには児童生徒の協力が必要となる場合がある。このため、学校は児童生徒に対して、傍観者とならず、学校いじめ対策組織への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。

【別添 2 P3】

ウ) いじめが生まれる背景と指導上の注意

○発達障害を含む、障害のある児童生徒がかかわるいじめについては、教職員が個々の児童生徒の障害の特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行うことが必要である。

○海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなど外国につながる児童生徒は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの差からいじめが行われることがないよう、教職員、児童生徒、保護者等の外国人児童生徒等に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。

○性同一障害や性的指向・性自認に係る児童生徒に対するいじめを防止するため、性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。

○東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒（以下「被災児童生徒」という。）

	<p>については、被災児童生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該児童生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災児童生に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。</p> <p>上記の児童生徒を含め、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。</p>	<p>については、被災児童生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該児童生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災児童生に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。</p> <p>上記の児童生徒を含め、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。</p>
<p>【P14】</p> <p>② 早期発見</p> <p>いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、いかなる兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。</p> <p>このため、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。あわせて、学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。</p>	<p>【改訂案 P20】</p> <p>② 早期発見</p> <p>いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、いかなる兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。</p> <p>このため、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。あわせて、学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。</p> <p>各学校は、学校いじめ防止基本方針において、アンケート調査、個人面談の実施や、それらの結果の検証及び組織的な対処方法について定めておく必要がある。</p> <p>アンケート調査や個人面談において、児童生徒が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該児童生徒にとっては多大な勇気を要するものであることを教職員は理解しなければならない。これを踏まえ、学校は、児童生徒からの相談に対しては、必ず学校の教職員等が迅速に対応することを徹底する。</p> <p>その際、いじめの問題に対して、その態様に応じた適切な対処ができるよう、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等を活用して、教職員のカウン</p>	<p>【改訂版P29】</p> <p>ii) 早期発見</p> <p>このため、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。あわせて、学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。</p> <p>各学校は、学校いじめ防止基本方針において、アンケート調査、個人面談の実施や、それらの結果の検証及び組織的な対処方法について定めておく必要がある。</p> <p>アンケート調査や個人面談において、児童生徒が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該児童生徒にとっては多大な勇気を要するものであることを教職員は理解しなければならない。これを踏まえ、学校は、児童生徒からの相談に対しては、必ず学校の教職員等が迅速に対応することを徹底する。</p>

	セリング能力等の向上を図るための校内研修を計画的に実施しておく。	
<p>【P14】</p> <p>③ いじめに対する措置</p> <p>まず、速やかに組織的に対応し、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒を守り通すとともに、いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やか</p>	<p>【改訂案 P21】</p> <p>③ いじめに対する措置</p> <p>法第23条第1項は、「学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。」としており、学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。すなわち、学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、同項の規定に違反し得る。</p> <p>児童生徒から学校の教職員にいじめ（疑いを含む）に係る情報の報告・相談があった時に、学校が当該事案に対して速やかに具体的な行動をとらなければ、児童生徒は「報告・相談しても何もしてくれない」と思い、今後、いじめに係る情報の報告・相談を行わなくなる可能性がある。このため、いじめに係る情報が教職員に寄せられた時は、教職員は、他の業務に優先して、かつ、即日、当該情報を速やかに学校いじめ対策組織に報告し、学校の組織的な対応につなげる必要がある。</p> <p>また、各教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく必要がある。</p> <p>学校いじめ対策組織において情報共有を行った後は、事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒を徹底して守り通す。</p> <p>まず、速やかに組織的に対応し、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒を守り通すとともに、いじめた児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の</p>	<p>【改訂版P30】</p> <p>iii) いじめに対する措置</p> <p>法第23条第1項は、「学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。」としており、学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。すなわち、学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、同項の規定に違反し得る。</p> <p>【別添 2 P6】</p> <p>② いじめの発見・通報を受けたときの対応</p> <p>児童生徒から学校の教職員にいじめ（疑いを含む）に係る情報の報告・相談があった時に、学校が当該事案に対して速やかに具体的な行動をとらなければ、児童生徒は「報告・相談しても何もしてくれない」と思い、今後、いじめに係る情報の報告・相談を行わなくなる可能性がある。このため、いじめに係る情報が教職員に寄せられた時は、教職員は、他の業務に優先して、かつ、即日、当該情報を速やかに学校いじめ対策組織に報告し、学校の組織的な対応につなげる必要がある。</p> <p>【改訂版P30】</p> <p>iii) いじめに対する措置</p> <p>また、各教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく必要がある。</p> <p>学校いじめ対策組織において情報共有を行った後は、事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童生徒を徹底して守り通す。</p> <p>加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨とし</p>

に組織的に対応し、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒を守り通すとともに、いじめた児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携のもとで取り組む。

もと、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携のもとで取り組む。

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

ア いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

イ 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、いじめが「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の

て、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、いじめが「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の

	<p>教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。</p> <p>さらに、必要に応じ、被害児童生徒の心的外傷ストレス（PTSD）等のいじめによる後遺症へのケアを行う。</p>	<p>教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。</p> <p>【別添 2 P7】</p> <p>③いじめられた児童生徒又はその保護者への支援</p> <p>さらに、必要に応じ、被害児童生徒の心的外傷ストレス（PTSD）等のいじめによる後遺症へのケアを行う。</p>
<p>【P15】</p> <p>4 重大事態への対処</p> <p>(1) 学校の設置者又は学校による調査</p> <p>① 重大事態の発生と調査</p> <p>ア 重大事態の意味について</p> <p>第一号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 児童生徒が自殺を企図した場合 ○ 身体に重大な傷害を負った場合 ○ 金品等に重大な被害を被った場合 ○ 精神性の疾患を発症した場合 <p>など、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。</p> <p>第二号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又はその設置する学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。</p> <p>また、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。</p>	<p>【改訂案 P23】</p> <p>4 重大事態への対処</p> <p>(1) 学校の設置者又は学校による調査</p> <p>① 重大事態の発生と調査</p> <p>重大事態が発生した場合、その調査の在り方については、以下の事項に留意のうえ、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月文部科学省）を参考として、適切に対処しなければならない。</p> <p>ア 重大事態の意味について</p> <p>第一号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 児童生徒が自殺を企図した場合 ○ 身体に重大な傷害を負った場合 ○ 金品等に重大な被害を被った場合 ○ 精神性の疾患を発症した場合 <p>など、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。</p> <p>第二号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又はその設置する学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。</p> <p>また、児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。</p>	<p>【改訂版P32】</p> <p>4 重大事態への対処</p> <p>① 重大事態の意味について</p> <p>「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。</p> <p>また、法第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○児童生徒が自殺を企図した場合 ○身体に重大な傷害を負った場合 ○金品等に重大な被害を被った場合 ○精神性の疾患を発症した場合 <p>などのケースが想定される。</p> <p>法第2号の「相当の期間」については、不登校の定義18を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。</p> <p>また、児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。</p>

<p>【P16】</p> <p>エ 調査を行うための組織について</p> <p>学校の設置者又は学校は、その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、その下に組織を設ける。</p> <p>この組織の構成については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。</p>	<p>【改訂案 P24】</p> <p>エ 調査を行うための組織について</p> <p>学校の設置者又は学校は、その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、その下に組織を設ける。</p> <p>この組織の構成については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。</p> <p>重大事態が起きてから急速調査を行うための組織を立ち上げることは困難である点から、地域の実情に応じて、平時から調査を行うための組織「附属機関」を設置しておくことが望ましい。学校の設置者が調査主体となる場合、法第14条第3項の教育委員会に設置される附属機関を、調査を行うための組織とすることも考えられる。</p>	<p>【改訂版P34】</p> <p>④ 調査を行うための組織について</p> <p>学校の設置者又は学校は、その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、その下に組織を設ける。</p> <p>この組織の構成については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。</p> <p>重大事態が起きてから急速調査を行うための組織を立ち上げることは困難である点から、地域の実情に応じて、平時から調査を行うための組織を設置しておくことが望ましい。公立学校における調査において、学校の設置者が調査主体となる場合、法第14条第3項の教育委員会に設置される附属機関を、調査を行うための組織とすることも考えられる。</p>
<p>【P17】</p> <p>カ 調査実施におけるその他の留意事項</p> <p>○ なお、市町村（学校組合）教育委員会においては、事案の重大性を踏まえ、児童生徒に関して、出席停止措置が必要と判断した場合は、県教育委員会が示している「問題行動等に係る出席停止措置の運用について（参考資料）」等を参考にしながら、適切に運用することが求められる。また、いじめられた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討することも必要である。</p>	<p>【改訂案 P26】</p> <p>カ 調査実施におけるその他の留意事項</p> <p>○ 事案の重大性を踏まえ、児童生徒に関して、出席停止措置が必要と判断した場合は、県教育委員会が示している「問題行動等に係る出席停止措置の運用について（参考資料）」等を参考にしながら、適切に運用することが求められる。いじめの加害者である児童生徒に対して出席停止の措置を行った場合には、出席停止の期間における学習への支援など教育上必要な措置を講じ、当該児童生徒の立ち直りを支援する。</p> <p>また、いじめられた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、就学校の変更等の弾力的な対応を検討することも必要である。</p>	<p>【改訂版P21】</p> <p>② 学校の設置者として実施すべき施策</p> <p>○ いじめに対する措置</p> <p>・市町村の教育委員会は、いじめを行った児童生徒の保護者に対して学校教育法（昭和22年法律第26号）第35条第1項（同法第49条において準用する場合を含む。）の規定に基づき当該児童生徒の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童生徒その他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずる。いじめの加害者である児童生徒に対して出席停止の措置を行った場合には、出席停止の期間における学習への支援など教育上必要な措置を講じ、当該児童生徒の立ち直りを支援する。</p> <p>また、市町村の教育委員会は、いじめられた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討する。</p>

